排水設備指定工事店の新規追加

公共下水道や農業集落排水に接続する場合は、必ず田原市排水設備指定工事店へお申し込みください。

◆新規追加

・伊藤鉄工所
☎37局0182
▼下水道課

☎23局3525 FAX22局3184
▼下水道課（渥美支所内）
☎33局1113 FAX32局2506

下水道接続にご協力を！

下水道を使える区域が次のとおり拡大しました。今回、新たに使えるようになった方や、すでに使える区域でまだ接続をされていない方は、快適な生活環境の実現のため、接続にご協力ください。

また、接続工事は市指定の排水設備指定工事店が行いますので、直接工事店へ申し込んでください。

▼拡大区域＝豊島地区の一部（公共下水道）、保美・中山地区の一部（公共下水道）、江比間・伊川津・石神地区の一部（農業集落排水）
▼供用開始日＝3月31日（日）
▼その他＝対象世帯には通知または回覧でお知らせしていますが、不明な点がありましたらお問い合わせください。
▼下水道課
☎23局3525 FAX22局3184
▼下水道課（渥美支所内）
☎33局1113 FAX32局2506

税 TAX

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が軽自動車を所有している場合、障害の程度により軽自動車税が減免される制度があります。

この制度を受けるためには手続きが必要ですので、対象となる方は申請してください。

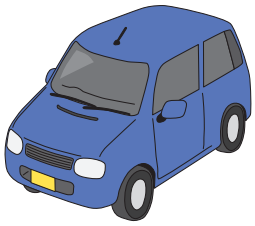

▼対象＝①障害のある方が運転する場合②障害のある方と生計をともにしている方が運転する場合③障害のある方のみの世帯のため、常時介護者が運転する場合（常時介護者である証明が必要な場合もあります）
▼申請期限＝5月24日（金）
▼税務課
☎23局3510 FAX23局0180

固定資産税 課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎となる土地と家屋の評価について、5月中旬に発送する固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を郵送します。内容を確認のうえ、不明な点はお問い合わせください。

▼税務課
☎23局3510 FAX23局0180

国民健康保険税

◆仮徴収分の納税通知書の送付

■普通徴収の方

第1・2期分の納税通知書を、4月中旬に送付します。第1・2期分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の額を納めていただきます。暫定の額は、前年度（平成24年度）の国民健康保険税のそれぞれ8分の1の額となります。4月2日以降に国民健康保険に加入された場合は、第3期（8月）に納税通知書を送付します。

■特別徴収の方

4月期・6月期・8月期分の特別徴収開始通知書を、4月上旬に送付します。各月分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の税額となります。暫定の額は、2月期と同額になります。

■年税額の通知

年税額は7月に算定（本算定）し、8月に通知します。各納期の税額は表のとおりです。

▼保険年金課
☎23局2149 FAX23局0180

■普通徴収

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
算定額	前年度の国保税額のそれぞれ1/8の税額		年税額から第1期・第2期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/6の税額					

■特別徴収

納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
算定額	前年度の2月期と同額			年税額から4月・6月・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額		

※納付については口座振替が便利です。ぜひご利用ください